

Title	尾城太郎丸君学位授与報告
Sub Title	
Author	尾城, 太郎丸
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.2/3 (1974. 3) ,p.142(80)- 149(87)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学位授与報告
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740301-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

闘争が激化すると、この制度の普及も新しい局面をむかえるが、その支給には明確な規定を欠き、雇主側の一方的な裁量による部分が大きかった。この点、昭和10年になって退職金の法制化が問題となり、戦時態勢の下でようやく実現することとなるが、資本家側の反対によって極めて制限された内容のものとなり、その反面に失業保険の制定が、それによって解消された経過が跡づけられている。

第2章においては、戦後における退職金の普及が、労働組合の要求によって、とりわけ大企業において著しくなるとともに、30年代の高度成長ともなう労働力不足によって、中小企業にも浸透したことが述べられる。また退職金の性格について、資本の側は功勞報奨説を取り、労働者側は賃金後払説を取って対立したが、後者は生活を保障する賃金を要求する闘争の焦点をあいまいにするものとして、次第に退職金は退職後の生活を保障する手段であるという、生活保障説に変化してくる。また退職金の大幅増額を要求すれば、資本家はその負担を社会保障に転嫁しようとするから、結果としては社会保障を推進させることになるという労働組合側の主張も、資本家が労働管理的な退職金の機能を維持しようとする意図を十分に考慮しなかった労働者側の誤りであったことが指摘されている。また退職年金制度は昭和30年前後から次第に現れ、35年頃から著しく増加してくるが、これは退職者数の漸増が経理面に与える負担を軽減するとともに、その積立金の運用を引受けようとする金融資本の働きかけによるものであり、これに厚生年金保険の改正が結びついて、適格年金や調整年金の制度が現れた過程が検討されている。

第3章は退職金制度の具体的内容を詳細に分析し、それが年功的な賃金制度の最も年功的な性格を反映するものであることを立証し、また中小企業退職金共済制度、公務員の退職金・年金制度を論じており、著者のこの分野における造詣の深さをうかがわせるものがある。

最後に第4章において、退職金制度がきわめて限定された一部の長期勤続者について、その老後生活の保障的機能を果たすものにすぎないことが結論される。これに対しては現在なお不備でかつ雑然たるわが国の公的年金制度の統合・整備が必要とされるのであるが、厚生年金の改正に伴って導入された調整年金の構想は、これに逆行する効果をもたらすものとして批判的な評価が下されている。

以上本論文の内容を検討するに、わが国における定年制と退職金・年金制度に関する著者の研究は、永年雇用と年功的賃金制度との関連におけるその基本的性格を、きわめて適確に把握しており、本論文が完成された昭和40年代初頭における学界の水準において、高い地位を占めるものであることは明白である。調整年金の制度が実施されて以後、この種の研究はにわかに活発となりつつあるが、著者はすでに昭和32年において「停年制」と題する著書を刊行しており、この分野における先駆的研究者としての地位を確保している。この著書においては、わが国の制度と西欧各国の制度との比較も試みられており、これは今回副論文として提出された「老後の生活保障をめぐる基本的諸問題」に収録された業績中にもふれられているが、このような各国制度比較を更に推進することによって、著者のわが国制度の特性に関する所説は、より明確に立証されることが期待される。本論文においてこの点に関する著者の研究が省略されていることはいささか残念であるが、此処に提出された内容が社会政策および社会保障の研究にとって寄与することはきわめて大であると考えられる。よって本論文は、著者が経済学博士の学位を受けるに十分値するものと判定する。

論文審査担当者 主査 園 乾治
副査 中鉢 正美
副査 黒川 俊雄

尾城太郎丸君学位授与報告

報告番号 乙第431号
学位の種類 経済学博士
授与の年月日 昭和45年3月19日
学位論文題名 「日本中小工業史論」

内容の要旨

「日本中小工業史論」論文要旨

尾城太郎丸

本論文は、わが国中小工業の発達とその問題性の歴史の推移を、日本資本主義の戦前期（明治維新以後第二次世界大戦終了まで）について考察し、現状分析の対象たる戦後中小工業問題に至る歴史的・必然的な道程を明らかにし、かつ、これを現実基盤として展開する中

小工業研究乃至中小工業論の基本的な潮流を辿って見たものである。

論文の内容は、中小工業史分析の方法論を検討した序論、中小工業の発達とその問題史を叙述した本論、及び中小工業の研究史を取り扱った補論、の三部より構成されるが、これらの骨子はほぼ以下の通りである。

著者は、まず、わが国中小工業（問題）史の経済構造的把握という基本的観点に立って、従来の日本資本主義発達史研究及び中小工業（問題）研究の在り方に疑問を提出し、この発達史理解に関して「社会構成体」の視点を活用することによって、戦前・戦後を通ずる中小工業問題の一貫した歴史的・構造的認識が可能になるとの見解に到達し、中小工業（問題）の形成・発展・変貌の過程を、日本資本主義全般の経済構造変動の一点に据えるべきことを強調した（以上、序論）。

そして、このような観点から、中小工業の発達とその問題史の段階的考察を試みるならば、その歴史的諸段階は、明治末期乃至大正期（とくに第一次世界大戦期）を画期として、前史及び本史の各段階に大別される。

これらのうち、前史段階においては、わが国資本主義の「上から」の移植・創出とその後の展開によって、問屋制的・マニファクチュア的な経済構造をもつ伝統的在来諸産業は、早くも、ある程度の分解と再編成を蒙り、そこに、明治初期の「在来産業問題」、中期の「小工業問題」を発生せしめるが、これらは、近代的大工業を中核とする資本＝賃労働の社会的編成がなお不十分な状態のもとにあらわれたもので、大工業の発展が、在来産業を規制するというよりは、むしろこれに依存し、これを基盤としてのみ行われる、という関係が存続していた。

本史段階は、こうした歴史的な前提の上に、「中小工業問題」がはじめて登場し、問題の形態が種々に展開し変貌する時期であったが、この段階を通じてとくに重要な点は、大正期乃至第一次世界大戦期を中心とする産業革命の社会的浸透により、中小資本としての機械制工業が広汎に形成され、それらが、時を同じくして成立した財閥＝独占資本の支配する経済構造のなかへ組み入れられることによって、資本＝賃労働の社会的編成もまた完成し、独占資本主義段階における中小工業問題の構造的基礎が確立するに至ったことである。当該問題は、まず大戦後の恐慌期に、中小工業の没落・窮乏化の問題として、最も古典的な姿をとってあらわれたが、昭和期に入って経済・産業体制の戦時再編成が進展するに伴い、問題の在り方は、主に独占資

本が自らの蓄積基盤として中小工業を組織し動員する関係を中心に展開することとなった。輸出中小工業、下請制工業、協力工業等々の諸問題がそれである。そして、この独占資本と中小工業との関係は、戦争経済の崩壊とともに大きな矛盾を露呈せざるを得なかったのであるが、戦時経済統制と軍需動員とを通じて中小工業の構造変化が促進され（問屋制の後退と下請制の発展、これと関連して、中小工業に対する独占資本の支配形態の変化等）、戦後中小工業問題の原型が形づくられたことを確認し得るのである（以上、本論）。

以上の、わが国中小工業（問題）の現実的推移に併行して、その研究上の問題意識すなわち中小工業論の歴史的動向を通観すれば、やはり、中小工業問題の成立を画期として顕著な変化が見られた。例えば、それ以前の時期には、ドイツ歴史学派・社会政策学派の「小工業論」の輸入、紹介が支配的な傾向をなしたのに対し、それ以後は、かかる傾向への批判として、マルクス経済学の観点に立つ「中小工業論」が抬頭し、その影響のもとに、とくに戦時段階の現実問題に即しつつ、中小工業の本質論的研究が行われる、という新しい動向が示されたのであるが、そこでも、わが国の特殊現象と見られた中小工業の広汎な存立を、資本主義の本質と係わらしめて理解しようとする問題意識は、戦後研究にとっても、重要な導きの糸となったのである（以上、補論）。

論文審査の要旨

経済学部助教授尾城太郎丸君が提出された学位請求論文は「日本中小工業史論」と題され、四百字原稿用紙469枚（附表38表）におよぶ労作である（近く慶應義塾経済学会発行の「経済学叢書」の一冊として出版される予定）。

論文の内容は、序論「日本資本主義発達史と中小工業問題——日本中小工業史論のための方法論的考察」、本論「日本中小工業の発達とその問題史」、および「日本中小工業研究史」の三部より構成されている。

補論「日本中小工業研究史」は昭和34年刊行の慶應義塾経済学会編「日本における経済学の百年」下巻に寄稿した論文と、昭和35年刊行「講座・中小企業」の一部「日本中小企業論史」のため執筆した論文より成っており、序論および本論において尾城君が考察せんとする日本中小工業に関する過去の諸研究を文献史的に検討したものであって、序論の方法論的考察、および本論の中小工業の発達とその問題史を検討する方法と視点を形成した作業として意義あるものであって、

本論文が発表された当時において、研究者の間において注目され、高く評価された労作である。

以下において、主として序論および本論に展開されている日本中小工業の理論的および歴史的研究の要点を概括し、あわせてわれわれ審査員一同の批判検討を加えることによって、尾城君より提出された学位請求論文に対する審査結果の報告とする次第である。

(一)

序論「日本資本主義発達史と中小工業問題——日本中小工業史論のための方法論的考察」において、まず、尾城君は、日本資本主義に関する従来の諸研究を回顧する時、総体的にみて、「発達史的」研究と「現状分析的」研究とが乖離し、研究が統一・総合的に行なわれていない点に研究上の欠陥を見出すことが出来ると指摘する。このことは、一般的に言って、日本資本主義の特質乃至特殊性と規定しうるものを把握する時、資本主義の法則性に即して理論的に分析しなければならない。すなわち本論に関連づけて言えば、中小工業(企業)問題を独占資本主義(現代資本主義)に共通する経済構造的な問題としてまず指定した上で、日本における問題の特質を把握しなければならないという根本的反省がかけられているところにあられている。この点についての反省は、幸にも今日すでに一部の研究にみられ、中小工業(問題)を資本=賃労働の構造を中心とした現代独占資本主義一般のメカニズム、とくに資本蓄積=集積・集中運動の機能的分析を中心として研究せんとする状態がおこりつつある。このことを十分評価しなければならないが、他面、依然として、そこに至るまでの歴史的過程の論理、とくに資本主義の社会経済構造総体としての変動の仕組について十分考慮が払われていないのが研究の現状であるという。そこで、尾城君は日本の中小工業(工業)問題を、今日の時点における最高・最新の発展形態に即して把握するというよりは、むしろ、その歴史的・構造的な特質を日本資本主義の形成・発展の過程の中で理解しようとする「中小工業(問題)史論(傍点評者)」の立場から、今日の中小工業論の現状を批判し、日本の中小工業(問題)史、資本主義発達史全般、両者の関連の理解の仕方に対し方法論的反省乃至再検討をする必要があることを主張し、この立場から中小工業の特質の把握への努力をなしている。本論文が「日本中小工業史論」と題されている所以である。

さて、尾城君は、過去の研究を土台として主張されている通説的な見解には、中小工業(問題)の形成・展

開の歴史的過程を、日本資本主義発達史の総構造の中に組み込んで把握することがなく、とくに「発達史的」研究のあり方が不十分であった点を指摘すると共に、同時に、戦後の宇野理論による段階論および政策論の展開や、幕末維新史研究および農業史研究にみられる新しい動向(古島敏雄氏、星塾氏の諸研究)に注目し、そこに中小工業史論を樹立するための方法論的反省への一つの材料を見出し、その批判摂取につとめている。尾城君が行っている諸見解の検討と評価についてはここでは割愛せざるをえないが、本論の検討に即してこれをみれば、その問題点の一つに、日本における産業資本の確立期をどの時期におくか、その根拠はどこに求められるかがあり、これが重要な論点の一つである。この点に関してみれば、わが国の産業資本の確立期は、宇野理論ではやや早期(明治30年代)に想定されているが、尾城君はこれをとらず、農業や在来産業を日本資本主義の構造の中に総体的に把握せんとする方法として、むしろ旧講座派理論を批判継承した古島氏の産業資本の確立を問題と出来た時期とした明治末、大正初期の段階の主張や、星塾氏の大正初期に産業資本の確立を積極的に主張する見解に多くの賛意を表し、これを吸収し、後述のごとく、尾城君は、日本「中小工業」の本格的成立の時期を日本資本主義の発展段階に即して、明治末—大正期—昭和初期の時期に確定せんとしているとしてよい。

かくて、方法論的考察の上に立って「日本中小工業史論」は「わが国中小工業の発達とその問題性の歴史的推移の過程を、日本資本主義の戦前期について考察し、現状分析の対象たる戦後中小工業問題に至るまでの歴史的必然的な道すぢを明らかにする」、具体的には、「各発展段階を通じて、中小工業問題の歴史的過程を日本資本主義の経済構造、産業構造のなかに位置づけて、その発展について理論的ならびに歴史的考察を試みる」意図の下に執筆されたものである。

(二)

本論「日本中小工業の発達とその問題史」は四つの部分より成っている。(一)は全体の序にあたり、「日本産業(工業)構造の特質と中小工業の歴史的展開の諸段階」、(二)は「中小工業の歴史的系譜——中小工業発達前史——」、(三)は「中小工業の形成・展開と変貌——中小工業発達本史——」、および(四)は「簡単な要約と戦後問題への展望——結びに代えて——」である。本論の中心は(三)であり、わが国の中小工業の本格的形成と展開を、日本資本主義の歴史的発展に即して、明治

末—大正期—昭和初期に見出し、検討している部分である。以下本論文の叙述に従って、重要な論点を検討することとしたい。

(一)「日本産業(工業)構造の特質と中小工業の歴史的展開の諸段階」において、わが国の産業(工業)構造の特質についての尾城君の把握に接するのであるが、次のごとく説明されている。わが国の産業(工業)構造はわが国資本主義の歴史的條件に支えられ、きわめて特異な歴史的過程をたどってきた。1945年以前に限定してみた時、そこには、次のごとき特徴が見出しうるといふ。すなわち、わが国の資本主義が、世界史的段階との著しいギャップから出発して、国家の強力な保護育成のもとに、この遅れを急速に埋め、かつ、先進諸国の伍列に参加するという形で発展をとげたところから、国家政策を背景に「上から」の近代化を実現した産業経済領域・近代工業の諸部門と、在来の伝統的経済分野・在来産業との両者の複雑な対立と結合とを内部に孕み、これを歴史的出発点として、わが国経済構造・産業構造上のさまざまな問題を生み出すこととなった。しかも日本資本主義は、この在来的経済分野を根柢から変革することなく、これを極力維持保存し、かつ、なし崩し的に再編成しつつ、近代的諸分野の存立と展開のための不可欠な基礎として、これを機構的に利用し、このことを通じて、資本蓄積の拡大と資本主義の高度な発展を短時日のうちに実現しえたのである。

本論の主題である「中小工業」は右の経済構造的関係の中に、頂点部分をなす近代的経済領域(近代工業を基軸とする)と、底辺部分をなす前近代的農業・農村経済とのいわば中間領域に位置し、これら両者の構造的関連を媒介し結合する結節点の役割を果す存在であり、同時に、中小工業の発達それ自体が両者の構造的関連、近代的諸部門と在来的諸分野との相互関係における歴史的变化の進行を示し、したがって、かかる変化が、日本資本主義の高度化とその社会経済構造の変容をあらわす指標となるものである。このように理解される「中小工業(問題)」が本格的に形成され、発展が開始されるのは、わが国資本主義が独占段階に移行した時期においてであり、この時期にあらわれる諸問題が本論文の研究の主要部分を形成することとなる。とともに、この時期に先立つ歴史的な前提の検討もまた日本の中小工業の特質を把握する上に欠くことの出来ぬものとなるのである。

わが国における中小工業(問題)の形成と発展、およ

びその担う問題性の展開は、その歴史的な前提をもふくめて明治維新以降の日本資本主義の全歴史過程を段階的に整理し(時期区分)、理解されねばならないであろう。概括的に言えば、明治末より大正期乃至第一次世界大戦期を中心とした経済構造、産業構造の変貌期に「中小工業」の本格的成立と発展とがみられ、同時に中小工業問題が登場してくるのであり、これを「本史」とする。それ以前は(明治維新以後明治中期に至る時期)、中小工業発達の前史的段階であって、中小工業の本格的成立の歴史的諸前提が形成される時期である。本史につづく、大正末、昭和初期の恐慌、準戦時経済、戦争経済をもって終る時期は「中小工業」が国家統制へと組織される時期で中小工業問題の新しい展開がみられた時期であって、同時にこの時期においては、戦後の中小工業(問題)の歴史的な原型が形成される過程でもある。以上のごとく全歴史を三つの時期に区分したそれぞれの時期における中小工業の歴史的展開を研究することとなる。

(三)

「中小工業の歴史的系譜——中小工業の発達前史——」は、明治維新以降、ほぼ明治末期に至る時期であり、次に述べんとする明治末期から大正期を経て昭和初期に至るほぼ20年間において中小工業が本格的に形成・展開する時期の前史として重要な一時期であり、そこには多くの問題をふくんでいる。この前史の研究は、中小工業の歴史的系譜をたずねる意味で、日本資本主義の形成と発展に即し、産業(工業)構造の特質を史的に把握し、中小工業の本格的成立のための歴史的諸条件の形成と、その系譜をたどるための重要な作業を含むものであって、尾城君は早くよりこの分野での研究に従事し、その成果を世にとうてきたところであって、すでに学界で高い評価が与えられており、本論文での叙述もまたすぐれたものがあるといえる。

さて、この「前史」にあたる時期を二つに大別するのが便利であり、(一)は明治初期および明治10年代の「在来産業」の展開とその問題性を中心とする時期で、(二)は、明治中期(20~30年代)以来明治末年にいたる時期で、急速に「上から」の産業資本の本格的展開と確立の段階を迎え、「在来工業」の変質と、「小工業」の形成とその問題性が問われる時期であり、各々の時期のふくむ構造的な特質より二つの時期にわけられて検討されている。

(一)明治前期にみられる史的特徴についてまず検討する。わが国の経済は、明治維新以後、明治初期の段階

においては、新旧二つの経済領域・経済様式——その一つは政府の殖産興業政策により「上から」移植・創出され、やがて日本資本主義の主流となって行った近代的経済諸制度の分野であって、他は資本主義の発達とともにやがて後退・変質して行った幕藩時代からの伝統的な在米経済の分野である——の併存をその特徴として指摘することが出来る。それらが全体として広義の資本の原蓄過程の中で併存しており、これがわが国のそれ以後の発展の出発点とも言える状態であった。開国・海外貿易の影響をうけ、さらに地租改正をはじめとする制度改革の下で、かかる経済状態は多大の変化をうけるに至り、とくに徳川期からの伝統的な在米工業はこの過程の中で再編成されて行った。ここにみられた「在米工業」は、近代工業の確立以前の一時期において、社会経済的条件の成熟の基盤の上に、当時の産業経済の主流として構成されて行った。しかし、明治10年代後半、松方デフレ政策の影響をうけて、上からの資本主義化政策の主導性が次第に確立し、近代的経済諸制度の発達が進むにつれて、その影響下に、「在米工業」の産業経済の中に占める地位に「逆転」が行なわれて行く。かかる事情によって「在米工業」が人々の意識にのぼり、問題化され、「興業意見」にみられるような、「在米工(産)業問題」が提起されるに至ったのである。結局のところ、在米工(産)業は、上からの資本主義の発展が原蓄過程を経て、本格的展開を開始する時点で、「脇役」に転化され、位置づけられてしまった。このような構造的関連の中に、「在米工業問題」は後の「小工業問題」「中小工業問題」につながる歴史的系譜の中に組み入れられて理解される。

この時期の在米産業の諸問題に関する尾城君の分析は、すでにその一部が個別研究として学界に発表された際、多くの研究者に注目され、きわめて高く評価されたものであって、その価値は今日においても変らないものを持っていると評価出来る。

(一)明治中期以降末期にみられる史的特徴について若干の点を指摘する。明治中期に入ると、在米産業を存立させる社会経済的条件は、いよいよ資本主義的性格を明確に持ってくるのであるが、これはわが国の社会体制が農村における地主制的農業を基盤として、急速に「上から」の産業資本の本格的展開と確立の段階を迎えたことに起因している。在米工業はかかる産業資本の確立と展開の過程の中で、その内容と性格を変貌し、再編成をせまられる。一般的にみて、機械制大工

業が確立し支配する段階では、手工業、問屋制家内工業、マニユファクチュア等大工業以前のすべての生産形態・経営様式は、資本の論理に服従し、直接に駆逐淘汰、分解されるか、いわゆる「近代的マニユファクチュア」あるいは、「近代的家内労働」として、資本＝賃労働の社会的編成のもとに、大工業の補完的従属物に転化するのである。わが国の在米産業の場合にも、基本的にはこの関係が基調をなしているとみられる。しかしながら、わが国の産業資本の形成は、一方在米産業を破壊しつつけると共に、他方新しい「小工業」を生み出して行った。換言すれば、従来の「在米産業」乃至「在米工業」という表現をもってしては十分に尽しえない、きわめて複雑・多元的な産業諸分野、いわば「小工業」分野が形成されることとなった。かかる指摘を、いま詳述する余裕はないが小工業存立の具体的諸形態(綿業、製糸業、織物業、中小雑貨工業等)の実証的研究はとくに注目に値する研究であり、高く評価されよう。

このように「上から」の産業資本確立の段階において、いわゆる「小工業」が一般的に成立し、在米産業が再編成されて行くのであるが、この段階では大工業の支配は未だ決定的なものでないところから、依然として、在米工業の独自の存立と展開の余地が残されており、他方大工業の展開は在米工業を不可欠の土壌とし、それに依存しているという一面を残していることを忘れてはならない。換言すれば、この時期に「上から」の資本主義の急速なる発展と、近代的大工業の顕著な展開により、広汎な在米工業分野の変質が、資本＝賃労働の社会的編成の一環として開始されたにもかかわらず、それがきわめて限定され未完成であったことから、依然として在米の領域に小工業群を散在させる結果となったのである。かかる構造的特質、大工業と小工業との相互対立、相互依存、補完的関連についての具体的分析は注目にあたいするものである。

この時期にみられたわが国の小工業政策の複雑な性格は、いま指摘した経済構造にみられる特質から生れたものである。「小工業」政策にみられる複雑な性格とは、一方には社会政策的観点(小工業を社会政策・保護政策の対象とする。機械制大工業によるおくれた生産分野、経営形態としての小工業の没落、再編成の問題、本来的な労働、社会政策的な側面)と、明治初年以降の殖産興業的観点(在米産業対策、大工業の展開下での産業政策の一端をになうものとして)の延長の二つの政策的な流れの併存＝混在ということの意味している。

大工業を中核として展開する産業資本が、在米の経済基盤に依存しつつ、これとからみあいつつ存続するという、わが国産業構造＝日本資本主義の構造を貫く特質は、かくて、この時期に出来上ったのであり、やがて、これは、明治末—大正期の独占資本主義への移行と共に、構造的関係に重要な変化を開始し、そこに新しい形態の「中小工業」の本格的形成と展開、「中小工業問題」の発生をみるに至るのである。

(四)

「中小工業の形成と展開・変貌——中小工業発達史——」において尾城君は、明治末期より大正期(第一次世界大戦)を経て、昭和初期に至る20年間の時期の諸問題を取扱う。この時期は、わが国の社会体制が本格的な帝国主義、独占資本主義段階への移行をとげ、そこに構造変化を指摘出来る時期である。この構造変化の一環として、在米産業分野の再編成と近代化が資本により強行され、いわゆる「中小工業」の本格的形成とその展開とがみられ、同時に、それを土台として「中小工業問題」が本格的に登場して来る時期でもある。この段階は中小工業(問題)の発達史上きわめて画期的な意義をもつと云ってよい。次に、本格的に中小工業が形成され、展開・変貌して行く過程についての尾城君の分析をみることにしよう。

この時期に入ると、わが国の社会体制の移行が進行する中で、一般的な新しい特徴として、従来の小工業の分野に、大規模な変革が開始され、前段階に比して著しく資本制的性格を強めて行くことが指摘出来る。この変化は産業革命＝機械制工業化の趨勢が全社会に浸透することにより起されたものであり、それは産業部門構成の推移の上にも、また工業部門内部における変化の上にも、また業種別に異った変化としても十分みとめられるところである(この点について尾城君の詳細なる具体的分析があるが、省略する)。概して言えば、この過程が進行する中に、在米の小工業の中で停滞乃至衰退におもむくものがあられ、他方には、新興品種の分野に「中小工業」が新しく形成されて行くことを指摘することが出来る。この時期にみられる「中小工業」の広汎な形成は、機械制工場化による従来の手工業的技術と経営様式の変革にとどまらず、手工業生産を基礎とした問屋制的・マニユの生産形態や流通形態等の変革をも意味していた。この変革は旧形態の淘汰・駆逐という単純な形をとったのではなく、むしろ古い問屋制的機構の維持存続をなし、主に電化を通じ動力化・機械化が浸透するという形で行なわれ、その

ため、生産の手工的性格や経営の零細性が克服されず、問屋制的形態とからみあい、中小工業の独自の従属的な存立形態を生み出すこととなった。このような転換が、とくに軽工業を中心に進み、そこに「中小工業」の「旧問屋制」から「新問屋制」への移行といわれる現象が現れた。

この時期の中小工業の全般的形成という現象は、機械制工場化による中小資本の発展と、新問屋制形態への移行を基調とする在米の小工業分野の変革であって、同時に、それはわが国資本主義の経済構造的な変動過程(それは産業資本の本格的展開についで開始する独占金融資本の形成、その支配の強化)の一側面、すなわち、わが国独占資本の成立とその支配による経済構造・産業構造の再編成過程のひとつをなすものと把握しえられる。

尾城君は右のわが国資本主義の経済構造的変質過程と、中小工業の形成とを、(A)産業構造・再生産構造等資本の社会的構造における再編成と、(B)労働力の編成、雇傭構造等、賃労働の社会的編成の深化、拡大の二方面より詳細なる分析を試みている。

(A)ではとくに次の点が重要である。資本の集積・集中と独占化、財閥＝金融資本の成立が進み、この独占資本による産業支配体制が形成されるに及び、中小工業の諸分野をその再生産構造のうちに組みこみつつ、それを中小資本として支配し、収奪して行く関係を生み出して行った(産業別に詳細なる分析があるが省略)。このような産業独占の発展は、それぞれの業種により程度の差異はあったが、それらの内部における非独占的部分、とりわけ中小工業の諸分野をその規定的影響下に置き、とくに大戦後の恐慌とその後の合理化の過程でいちぢるしく強化され、昭和初年の産業統制法を迎える方向をとったのである。

かくて、中小工業は財閥を頂点とする独占金融資本の支配する経済構造の中で、はじめて本格的に社会的総資本の有機的かつ従属的な構成部分として全面的に再編成をうけ、以前の小工業の場合と異なる重要な変化を受けるに至ったのである。

(B)賃労働の社会的構造の再編成の面をみると、資本の社会的編成の変化に即して賃労働の社会的編成(賃労働の社会的構造における再編成)、すなわち、資本による賃労働の動員と支配のメカニズムが本格的なものとなって行く。独占資本の成立とともに独占段階特有の賃労働、雇傭構造の形成へと向う変化の中で、中小工業の新たな展開が、かかる過程の一局面として行なわ

れて行く。

資本＝賃労働の両面において検討されたごとく、資本＝賃労働の全社会的な再編成・構造変化のなかで成立してくる「中小工業」を直接の担い手として、はじめて、ここに、わが国資本主義の経済構造上の問題として、すぐれて現代的な性格をもつ「中小工業（中小企業）問題」が登場してくるのである。それが独占資本主義段階における国家政策の対象として取上げられるに至る。この時期の「中小工業問題」が前段階のそれと異なる所以は、問題の主体が機械制工業時代における資本制的な中小経営であるとともに、問題の本質が独占金融資本による産業経済の支配とその再編成とに根ざしていたことにあるのである。すなわち、この期の中小工業問題は、独占資本の支配・収奪による中小経営の没落、窮乏化の問題でもあり、同時に、労働、失業問題、社会問題としてあらわれてくるところに、国家により中小工業対策を不可避にした理由があったのである。かくて、この時期にみられる基本構想の中に、後の諸段階の中にみられる中小工業政策の「原型」を指摘することが出来るのである。

中小工業発達本史の部分は、尾城君が最も力を注いで検討を加えて来たものであって、中小工業の本格的形成と展開をこの時期に積極的に主張する尾城君の研究は、この時期にみられる「中小工業問題」やそれに対する対策の検討と共に、多くの示唆をふくむものとして高く評価しうるものである。

(五)

昭和6年(9.18満州事变勃発)より1945年敗戦までの15年間の時期は、準戦時体制より戦時体制へと移行する日本資本主義と、その下における「中小工業」の推移がここでの研究の課題である。この時期に、わが国においては、国家の直接的な経済統制を通じ、産業構造の高度化と、経済構造の大規模な再編成が強行されて行ったが、前段階において財閥独占資本の形成とともに出発した「中小工業」は、この過程で、いまや国家独占による支配・統制の下にその全面的な構造変化をとげ、戦争経済・軍需生産に果す役割は、従来とは異った新しい課題に直面することとなった。すなわち「中小工業」は、近代戦争遂行のための軍備拡充、重化学工業、軍需工業の育成、産業経済の国家独占資本的な統制化の推進が急速に進められる中に、その一部として、また準戦時体制を支える底辺的存在として、重視され、国家統制の下で再編成されて行くところに、準戦時体制の特徴がみられる。

この中小工業の再編成の過程は「工業組合法」によりすすめられ、国家統制化の第一歩を歩み出して行った。

この時期の重要な問題に「輸出中小工業問題」と「下請制工業問題」がある。前者は輸入資材の見返りとしての輸出の奨励を目的とし、輸出向製造の中小工業の奨励が行なわれ、一時期輸出工業を中心として中小工業の量的拡大・成長現象があらわれ、一見目ざましく注目されるに至ったが、実は、その発展は跋行的かつ不安定であり、窮迫の成長を示すものにすぎない結果となった。後者は「中小工業」問題を理解する上にきわめて重要であるが、下請制は準戦時、戦時体制の本格化とともにわが国経済の構造的矛盾克服のため、「中小工業」の組織化が強行され、新しい大工業の支配・収奪のための組織化とともに問題とされた。「下請制」や「中小工業」の大規模な再編成を必須の条件としつつ戦時体制の組織強化につとめたが、そこには克服しえぬ矛盾がさらに激化し、日本の戦争経済は敗戦をまたずして、その再生産構造の崩壊により自滅の道を歩んだのである。

今日に直結する「中小工業問題」の基礎は実はこの時期の動向の中に形成されたのであって、戦争経済の段階は中小工業の発達の上で、すぐれて現代的意義をもつ時期とみることが出来る。

(六)

以上尾城君が提出された論文の内容に即して、「日本中小工業とその問題史」の主要論点を紹介して来た。尾城君の研究は、日本資本主義の歴史的発展段階の区分、それぞれの段階における社会体制・経済構造のあり方とその変貌、それぞれの体制の中で成立した「在来産業」—「小工業」—「中小工業」の歴史的な性格、さらにそれを基盤として発生した「在来産業問題」—「小工業問題」—「中小工業問題」の実態の分析に捧げられている。本論文を総体的に考察すれば、尾城君が研究史序論において示した方法論的反省を土台に、「現状分析的」研究と「発達史的」研究とを統一的に駆使せんとする努力、とくに「発達史的」研究に重点をおき行なわれた本論文は、日本資本主義の発達に即したわが国「中小工業」の位置づけ、「中小工業問題」の本質を検討せんとする所期の目標をほぼ達成しえたと言いうるであろう。尾城君の研究が広く学界に貢献しうると評価しうる諸点を列挙すれば、

- (1) 過去において中小工業論および業種別中小工業史並びに中小工業政策史分野での研究を多くみること

が出来ることが、中小工業および中小工業問題を、発達の史的に、日本資本主義の構造的推移の過程の中に位置づけた「日本中小工業史論」と完結した研究としては、尾城君の本研究をもって第一におしうること。

- (2) 明治中期より末期の時期に、「小工業」および「小工業問題」を、近代的工業発展の限界の指摘との関連において位置づけたこと。
- (3) 明治末期より大正期におけるわが国の独占資本の形成、産業支配の構造の中に、「中小工業」の本格的成立を日本資本主義の総構造的視角より分析し、「中小工業問題」の特質を解明したこと。
- (4) 資本の社会的編成および賃労働の社会的編成の概念を用い、統一的に資本主義の構造的な特質および中小工業の特質を解明したこと。
- (5) 生産部面のみでなく、金融面や流通機構の側面をも総合して「中小工業」を解明したこと。
- (6) 準戦時・戦時体制の中における「中小工業」の変質の中に、戦後の「中小工業問題」の原型を見出し、戦時と戦後の経済構造の継承を明白にしたこと。

等である。尾城君の提出論文のごとく、中小工業および中小工業問題を日本資本主義の歴史的発展との有機的・構造的に関連させつつ解明した業績は、高く評価して良く、今後の中小工業研究に多大の貢献をなすものであると考えられる。

本研究に指摘されるべき欠点や、取扱われず今後に残された問題が無いわけではない。また、本論文が明治維新以後敗戦期に至る長期間にわたる時期に発生した諸問題を、統一的、総合的に検討せんとしたところから、その叙述がやや概論風に墮し、重複しているうらみが無くはない。さらに、本論文にて使用された諸資料や立論の根拠について先学の研究にいささか安易に依存しているきらいもないではない。資料の操作に一工夫あってしかるべきだと思われるところや、根本資料に立入っての再検討の作業を必要とすると思われるところも散見された。しかしこれは「中小工業問題」を現状分析的小および発達史的方法を総合せんとする尾城君の意図が然らしめたものと思われる。尾城君がこれまでに行なった極めて実証的ないくつかの業種に関する歴史的研究並びに実態調査研究は本論文を補完し、裏づけているものと考えられる。したがって、これらの調査研究を考慮するならば、この点は本論文の致命的な欠陥とはならないのである。

ここに、尾城君の学位請求論文の内容を検討し、論

文に見られるすぐれた識見と独創性を高く評価し、我々審査員一同、本論文は「経済学博士」の学位授与に値するものであると結論した次第である。

論文審査担当者 主査 島崎 隆夫
副査 伊東 岱吉
副査 中村 勝己

渡辺國廣君学位授与報告

報告番号 乙第432号
学位の種類 経済学博士
授与の年月日 昭和45年3月19日
学位論文題名 「フランス農業史の研究」

内容の要旨

「フランス農業史の研究」論文要旨

渡辺 國廣

フランス農村は自家経営の広範な存在に特徴があった。自身で土地を持ち、家族労働を投入することにより、生活がまっとうせるのである。かかる体制はまた農業経済の原基でもあった。この維持くらしい困難なものはない。しかしなおフランスでその存続が可能であったとすれば、いかなる関係からか。

(一) もともと土地は、それを所有する者の本格的な生活の場にほかならない。しかしかかるものとしてそれを維持するには、多大の困難がともなった。自立の状況を彼は、領主に対し保護を申出ることによって持続しようとした。第一編はこの間の事情について関説する。

領主の保護を受けるといふ以上、当然その代償は覚悟しなければならぬ。領主はこれを、領主自身の財産に対する諸負担として要求した。土地である時、彼は労働力の提供者に仕立てられた。また領主の財産が公共物件として現象する場合、その使用を強制されるということ、彼は領主から自立の保証を得た。財産により自立しようとする時には、拘束を受けた。そしてこれはもっぱら、領主が財産を所持する仕方にかかわる問題でもあった。領主の狙いといえ、農民の土地を領主の経済に必要な直接的な手段に供しようという点にはほかならない。しかしフランスの場合、領主の勝手な封じられた点に特徴があった。領主の規制は、土地所有から皆を駆逐するまで徹底し得なかつた。そし